

産業廃棄物処理業者の 優良性の判断に係る評価制度の解説

平成17年4月1日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

この解説は、平成17年4月1日に施行された「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の基本的な考え方、仕組み、基準の詳細等について具体的に示し、本制度についての正確な理解を促進するとともに、評価基準への適合に向けて取り組む産業廃棄物処理業者、適合性の審査を行う都道府県又は保健所設置市（以下「都道府県等」という。）評価制度を処理業者の選定作業に活用しようとする排出事業者等に情報を提供することを目的としています。

なお、解説の内容は、産業廃棄物処理業優良化推進委員会 評価基準検討ワーキング・グループ（主査：長沢伸也 早稲田大学大学院教授）において取りまとめられたものです。

目 次

第1章 評価制度の基本的な考え方	1
第2章 評価制度の仕組み	3
2.1 基本的な仕組み	3
2.2 評価の手順	4
2.3 評価の実施主体	7
2.4 評価基準の基本的な考え方	8
2.5 経過措置	10
第3章 評価基準項目	11
3.1 遵法性	11
3.2 情報公開	13
3.2.1 会社情報	14
3.2.2 許可の内容	16
3.2.3 施設及び処理の状況	19
(1) 事業の用に供する施設の概要	19
(2) 事業場の処理工程図	24
(3) 最終処分までの処理行程	26
(4) 処理の実績	28
(5) 処理施設の維持管理に関する記録	32
3.2.4 財務諸表	37
3.2.5 料金の提示方法	40
3.2.6 組織体制	42
(1) 社内組織	42
(2) 環境保全技術に関する資格取得状況	44
(3) 産業廃棄物関係講習会の受講状況	46
3.2.7 地域融和	48
3.3 環境保全への取組	50

第1章 評価制度の基本的な考え方

平成16年1月28日の中央環境審議会の意見具申において、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対しては優遇措置を講じることが提言されました。

【中央環境審議会の意見具申の概要】

- ・ 排出事業者が自らの判断により優良な業者を選択できるよう、国において、事業内容、処理施設の能力と処理実績、財務諸表、業務管理体制、従業員教育の取組等について処理業者において情報公開されていること、行政処分を一定期間受けていないこと、環境保全への積極的な取組を行っていること等優良性の判断に係る評価基準を設定すべき。
- ・ この評価基準に適合する業者に対して許可手続きの簡素化などの優遇措置を講ずることにより、産業廃棄物処理業界の優良化に対するインセンティブを付けるべき。
- ・ 国が定めた評価基準やその基準に基づく処理業者の情報などが、排出事業者による委託業者の選定、金融機関における処理業者への融資等といった市場におけるさまざまな民間活動の場面で積極的に活用されることを期待する。

環境省ではこの提言を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）にこの評価基準を位置づけ、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事又は保健所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）の判断により、処理業の許可更新等の際に提出する申請書類の一部について省略させることができる仕組み（以下「評価制度」という。）を創設し、平成17年4月1日から施行することとしました。

この評価制度は、中央環境審議会から提言されているように評価基準を満たす処理業者に対し一定の優遇措置を講じることにより、優良化に対するインセンティブを与えるものですが、それにも増して、

- 一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにすること、
- 排出事業者が委託業者を選定する際の参考となる重要な情報となること、
- 優良化を目指す処理業者の取組に具体的な目標を与えること、
- 基本的な判断基準が各都道府県等でまちまちとなり、処理業者に混乱と過重な負担をもたらす事態を避けること、

といった意義を有しており、産業廃棄物処理業界の優良化に向けた第一歩として大きな役割を担っています。

なお、評価制度の実施に当たっては、特に以下の事項に十分留意し、その趣旨に沿った運用が図られる必要があります。

- (1) 中央環境審議会の意見具申で述べられているとおり、今回の評価基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取組に目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されたものです。したがって、基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、基準に適合しているか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。このように、評価基準は許可基準とは本質的に性格が異なることを認識した上でその運用を行う必要があります。
- (2) 本評価制度は、あくまでも評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではありません。したがって、評価基準適合業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要となります。
- (3) 処理業者の優良性に関して社会的に要請されるレベルは、社会情勢や処理業界の優良化の進展とともに今後ますます高度なものとなってくると考えられます。したがって、評価基準を固定的なものとして捉えることは適当ではなく、これらの状況を勘案しながら適宜改訂していく必要があります。

第2章 評価制度の仕組み

2.1 基本的な仕組み

この評価制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条等に基づく産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、都道府県知事等は、

評価基準に適合していることが確認された業者については、更新許可等の際に提出する申請書類の一部を省略させることができるものとするともに、

更新許可等の申請の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより、他の都道府県等における審査の際や、排出事業者等の第三者にその旨を提示できるようにする

仕組みです。この評価制度は、法令上、都道府県等に導入が義務づけられているものではありませんが、産業廃棄物処理業者の優良化を全国的に推進する観点から、すべての都道府県等において導入されることが期待されます。

さらに、評価制度の趣旨を踏まえると、都道府県等においては、評価基準に適合する処理業者をリスト化してホームページで広く一般に公表するなど、情報の普及に努めることが望まれます。逆に申請時点で既に基準に適合していなかったことが事後的に明らかになった場合にも同様にその旨の公表がなされる必要があります。また、このような情報普及を全国的に推進するため、(財)産業廃棄物処理事業振興財団は、財団が運営する「産廃情報ネット」を拡充し、評価基準適合業者のリスト、個々の処理業者の情報公開内容等を一覧できるようにすることとしています。

都道府県知事等は、評価基準に適合している処理業者については、規則で規定された許可の添付書類のうち、以下について省略させることができます。

【産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者】(規則第9条の2等)

- 事業計画の概要を記載した書類
- 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納税済額を証する書類
- 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

【産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者】(規則第10条の4等)

- 事業計画の概要を記載した書類
- 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納税済額を証する書類
- 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

2.2 評価の手順

評価の具体的な手順としては、次のような流れが想定されます（下記全体スキーム図参照。以下の括弧番号は、スキーム図中の丸数字に対応）。

- (1) 産業廃棄物処理業の更新許可等の申請に先立ち、申請者の申し出に応じて、都道府県等は評価基準への適合性について審査を行います。この際、申請者は、
 - 法、浄化槽法又は法施行令（以下「令」という。）第4条の6に規定する環境保全法令の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない旨の自己申告書
 - 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの又はその電子情報（最新並びに公開開始時点のもの及び主要な更新履歴（日付が明示されたもの））
 - 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証など、自らが評価基準に適合していることを示す資料を提出することとなります。
- (2) 評価基準適合性の審査（上記の資料及び必要に応じインターネットで確認）において不適合であった場合であっても処理業の更新許可等が不許可となるわけではなく、規則に定めるとおりの申請書類を提出して、通常の更新許可等の審査を受けることとなります。このように、評価基準はあくまでも申請書類の一部省略を認めることができるかどうかを判断する基準であり、許可又は不許可の判断とは関係しないことに注意が必要です。
- (3) 評価基準適合の場合は、申請書類の一部省略が認められた上で更新許可等の審査を受けることとなります。当然ながら、評価基準に適合していても、許可基準に適合しなければ不許可となります（例えば、過去3年間の財務諸表が公開されていれば評価基準には適合となりますが、財務諸表の内容審査の結果、経理的基礎がないと判断されれば更新許可等については不許可となります）。
- (4) 評価基準に適合し、かつ許可基準にも適合した申請者に対しては、交付する許可証に、更新許可等の申請の日付とその時点で評価基準への適合を確認した旨の記載がなされます。これにより評価基準適合業者は、許可証を排出事業者等に提示することにより、評価基準への適合が認められたことを明らかにすることができます。さらに、排出事業者に対して評価基準適合業者の活用を促す観点から、都道府県等においては、評価基準適合業者の名称や公開情報が閲覧できるホームページのアドレスをリスト化して公表するなど情報の普及に努めることが望まれます。
- (5) 評価制度は、処理業の許可制度を活用していることから、基本的には、許可の有効期間である5年間ごとに評価基準適合性の定期的なチェックが行われることとなります。また、この間に変更許可が行われる場合にはこれもチェックの機会となります。これ以外にも、都道府県知事等により改善命令、措置命令等の不利益処分がなされたり、情報の更新が評価基準に従って実施されていないなど評価基準への不適合が明らかになった場合や、処理業者自らが評価基準を満たさなくなったことを申し出た場合には、排出事

業者等が当該処理業者が依然として評価基準に適合していると誤解することを防ぐため、都道府県等が評価基準適合業者をリスト化して公表している場合は、そのリストから削除する必要があります。さらに、申請時点において既に評価基準に適合していなかったことが事後的に明らかになった場合（虚偽の申請等）には、都道府県等は、当該処理業者の許可証の評価基準適合性についての記載を修正し、その旨を公表する必要があります。

公開情報の虚偽記載や情報更新の不履行については、評価基準適合業者が多数になると都道府県等が逐一チェックすることは実質上不可能とならざるを得ません。このため、環境省においては、排出事業者、処理業者、市民等が虚偽記載等の事実を発見したときに通報できる受付先を設置する予定としていますが、都道府県等においても、このような受付先を設置し、必要に応じ、寄せられた情報に基づき調査を行うなど、一般からの情報を活用する体制を整える必要があります。

具体的には、都道府県等は通報を受けた際には、次のような対応を検討する必要があります。

- 都道府県等が通報内容に十分な根拠があると判断する場合は、当該処理業者に確認するなどにより事実関係の調査を行う。
- 調査の結果、評価基準に適合しなくなっていることが明らかになった場合は、評価基準適合業者の公表リストから削除するとともに、環境省にもその旨の情報提供を行う。環境省は、この情報を他の都道府県等や産廃情報ネットを運営する（財）産業廃棄物処理事業振興財団に提供する。
- なお、更新許可等の申請時点において既に評価基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、許可証の評価基準適合性についての記載の修正、評価基準に不適合であった旨の公表等を行う。なお、この許可証の記載の修正等は、行政手続法に規定する不利益処分には該当しない。
- この際、評価基準不適合の事由が、許可基準への適否に影響すると判断される場合（例えば、財務諸表に係る虚偽記載）は、報告徴収を行うなどにより当該処理業者に対して必要な書類の提出を求めて審査し、必要に応じて許可の取り消し等の処分を行う。

（６）ある都道府県等で評価基準適合とされた処理業者が、他の都道府県等でも申請書類の軽減措置を受けようとするときは、当該都道府県等の判断により、評価基準への適合性について記載がなされた別の都道府県等の許可証を提出させることにより審査事務を軽減することが可能です。この場合、例えば、他の都道府県等で確認が行われた日付以降の情報に限り書類を提出させて審査を行うことが考えられます。

（７）評価制度の円滑な運営を支援するため、（財）産業廃棄物処理事業振興財団は、評価基準適合業者に関する情報を産廃情報ネットで一元的に提供することとしています。なお、評価基準に適合するためにはインターネットで情報を公開することが義務づけられていますが、産廃情報ネットを利用するか否かは処理業者の任意であり、自社のホームページ等で公開することでも差し支えありません。

2.3 評価の実施主体

評価基準は、「産業廃棄物処理業の許可の際の申請書類を一部省略させることができる者の要件」と位置づけられますので、最終的には許可権者である都道府県等が評価基準への適合性を判断することとなります。

評価基準は、できるだけ適否の判断を迅速に行うことができ、かつ審査を行う者によって判断にばらつきが生じるおそれが少ない内容となっていますが、都道府県等にとっては、評価基準に係る審査のための事務負担が生じることとなります。

このような事務負担を軽減するための方策の一つとして、外部機関に審査事務の一部を委託し、都道府県等が直接行う事務を、外部機関が行った審査内容の最終確認や適否の最終判断など必要最小限のものとするのが考えられます。ここで、

評価基準のうち「情報公開性」については、審査対象となる情報がすでにインターネットで公開されているものであること

前述のとおり、評価基準自体が、審査を行う者によって判断にばらつきが生じるおそれが少ない内容となっていること

から、特に「情報公開性」や「環境保全への取組」に関する審査については、都道府県等の判断により、審査の公平性・信頼性の確保を前提として外部機関を活用して行っても差し支えないものと考えられます。

また、評価基準の内容は全国一律のものとなっていますので、評価基準への適合を確認した旨が記載された別の都道府県等の許可証を提出させることにより、審査事務を軽減することも考えられます。ここで、すでに導入されている先行許可制度（先行する別の都道府県等の許可証の提出をもって、住民票の写し等の書類を省略させることができる仕組み）を併せて活用することにより、申請書類をさらに省略させることが可能となります。

2.4 評価基準の基本的な考え方

中央環境審議会の意見具申においては、評価基準に関し、事業内容、処理施設の能力と処理実績、財務諸表、業務管理体制、従業員教育の取組等について処理業者において情報公開されていること（情報公開性）、行政処分を一定期間受けていないこと（遵法性）、環境保全への積極的な取組を行っていること（環境保全への取組）の3つの大項目が提示されました。

以下に3つの大項目ごとにその趣旨と、評価の信頼性を確保するための考え方を説明します。

（1）遵法性

遵法性は、許可の取消しには至らない改善命令、措置命令、事業停止命令等の不利益処分についても一定期間受けていないことを求めるものです。文字通りの遵法性という観点からは、指導に止まるような軽微な法令違反の有無も基準に盛り込むべきという考え方もあり得ますが、評価制度においては、客観的な把握可能性、基準の明確性等を重視して、いわゆる行政指導は除外して、法令に基づく不利益処分の有無が判断基準とされています。

遵法性は、最終的には行政でなければ確認することが困難な事項であり、基本的に都道府県等において審査することが適当と考えられます。ここで、不利益処分の有無の確認方法としては、審査を行う都道府県等が有する不利益処分の記録、申請者の自己申告書、環境省において構築することとしている行政処分情報を全国の都道府県等間で共有するシステム等を活用するものとします。

（2）情報公開性

情報公開性は、今回の評価基準において最も大きな部分を占めており、一定の情報項目についてインターネットで公開されていることを求めるものです。すなわち、虚偽である場合を除いて、一定の外形的な要件を満たす情報が公開されていれば基準適合と判断されるものであり、公開されている情報の内容の妥当性（例えば、処理工程の技術的妥当性、経営状態の健全性等）の判断まで行うものではありません。

情報公開を評価基準として位置づけることにより、優良な処理業者にとっては、自らが行う処理の質の高さや率先して行っているさまざまな取組について積極的にアピールしやすい環境が整備されます。また、排出事業者は公開情報の質や内容の妥当性からより質の高い処理業者を選択することが可能となり、結果として優良な処理業者が市場で優位に立てるようになることが期待できます。なお、企業の取組姿勢が情報の質として国民一般の目に公開されること、虚偽記載等が明らかになった場合は企業としての信用が失墜すること、を考えると、評価基準適合のためだけに質が低い情報や内容の妥当性が疑われる情報を公開する処理業者が数多く出てくることは想定しにくいと考えられます。

公開情報の信頼性を確保するためには、公開情報の内容が処理業者のホームページだけでなく、行政、産廃情報ネット等でも公開され、できるだけ数多くの国民の目に触れるようにすること、さらに、虚偽記載等を発見した者がその旨を国や都道府県等に情報提供できるルートを用意しておく必要があります。

(3) 環境保全への取組

環境保全への取組は、ISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 等の環境大臣が定める認証制度により認証を取得していることを求めるものです。平成 15 年 3 月に策定された循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物処理業者には、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分とともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減が求められています。このため、処理業者は、法令に規定された諸基準の遵守はもとより、環境への取組に関して自主的に目標を設定し、行動し、その結果を評価・報告する活動を継続的に実施することにより、環境保全に対する取組を積極的に進めていくことが望まれます。

環境保全への取組内容を更新許可時等に逐一審査することは困難ですので、評価基準においては、環境マネジメントシステムに係る既存の認証制度を活用して判断することとしています。

2.5 経過措置

評価制度においては、更新許可の機会を活用して基準適合性の評価を行うことが基本的な仕組みですが、更新許可の機会の活用に限定すると、ある処理業者が評価基準を満たすようになっても、法に基づく処理業の許可期間は5年間であるため、最長で5年間評価が受けられないこととなります。

このことは、申請書類の一部省略という優遇措置に関しては影響を受けるものではありませんが、評価基準への適合は、排出事業者が処理業者を選定する際の重要な参考情報となることを考えると、特に制度発足当初においては、排出事業者及び処理業者のニーズを考慮し、処理業者が速やかに評価を受け、その旨を公表できるように配慮する必要があります。

このようなニーズにできるだけ対応するため、更新許可のみならず、変更許可の際にも評価基準に適合した処理業者について申請書類の一部を省略させることができることとしています。また、産廃情報ネットに、更新許可時期が到来していないために都道府県等の評価を受けていない処理業者が、評価基準に適合していることを自己申告できるサイトが創設されることとなっています。さらに、先に述べたように都道府県等が外部機関を活用して審査をする場合には、当該外部機関において審査した項目についての適合者を予めリスト化・公表するとともに、処理業者が自らその旨を提示できるような仕組みを設けることも検討することが望まれます。

また、評価基準のうち情報公開性については、基準適合に必要な情報公開の期間を5年間としていますが、評価制度の施行6年後までは、この期間を短縮する経過措置を設けています。この経過措置を設けるに当たっては、できるだけ早期の情報公開を促進するため、対象者を施行1年後までに情報公開を始めた者としています。

具体的には、経過措置の対象者に必要とされる情報公開の期間の長さとしては、6ヶ月を最低とし、施行1年後までに開始した情報公開を許可の申請時点まで継続することを要件とします。このため、施行1年6ヶ月後以降は、申請を行う日が経過すればするほど6ヶ月の期間が経過日分だけ延びていくこととなります。施行1年後以降に情報公開を開始した者は原則どおり申請時点で5年間の情報公開期間が必要とされるため、平成23年4月1日以降は経過措置がなくなります。

許可の申請がされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日～平成18年9月30日の間	6ヶ月
平成18年10月1日～平成23年3月31日の間	平成18年4月1日から 許可の申請がされた日までの間
平成23年4月1日以降	5年

第3章 評価基準項目

3.1 遵法性

【評価基準】

法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を受け、その不利益処分があった日から5年を経過しない者（注）に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

（注）不利益処分を受けた者が法人である場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、不利益処分があった日から5年を経過しないものを含む。

【解説】

- （1）本基準は、直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の別で判断し、事業を行う区域や許可品目等が同一であることまでは要求されない。）を的確に行っている一定の経験と実績を有する処理業者であり、かつ、この5年間に法の規定等に違反して不利益処分を受けていない者であることを求めるものです。
- （2）ここで「不利益処分」とは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいいます。例えば、これらの法令の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しません。
- （3）また、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- （4）なお、「不利益処分を受けていない者」とは、申請を行う都道府県等において不利益処分を受けていないのみならず、すべての都道府県等において不利益処分を受けていないことが要求されます。

【留意事項】

評価基準においては、客観的な把握可能性、基準の明確性等を重視していることから、許可の取消しには至らない改善命令、措置命令、事業停止命令等の不利益処分を直近の5年間に受けていないことを要件とし、いわゆる行政指導についてはその対象に含まれていません。

なお、評価制度は、あくまでも評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではありません。したがって、

評価基準適合業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要となります。このような排出事業者の判断をより容易にするためには、処理業者としては、評価基準では要件となっていない行政指導の有無等についても、自ら積極的に情報公開することが望まれます。

3.2 情報公開

【評価基準】

申請の際直前5年以上にわたり、以下の「1 会社情報」から「7 地域融和」までのすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

【解説】

- (1) 本基準は、許可申請時の添付書類に含まれている情報、処理業者に対し作成・保存が義務づけられている情報、一定の産業廃棄物処理施設において記録及び利害関係者への閲覧が義務づけられている維持管理に関する情報等を広く一般に情報公開することを求めるものです。
- (2) 虚偽である場合を除いて、以下の個別項目の解説で述べる一定の外形的な要件を満たす情報が公開されていれば基準適合と判断されるものであり、公開された情報の内容の妥当性（例えば、処理工程の技術的妥当性、経営状態の健全性等）の判断まで行うものではありません。
- (3) 「インターネット上での公開」は、自社単独のホームページ、あるいは団体、協会等が提供する他の処理業者と共同掲載の情報開示用サイトのどちらで行っても差し支えありません。なお、パンフレットや広報誌などインターネット以外の媒体による情報公開は基準適合とは認められません。
- (4) 基準適合と判断されるために必要な情報公開の期間は、原則5年以上としていますが、経過措置として制度発足から一定期間は、その短縮を認めています。経過措置の具体的内容については、「2.5 経過措置」を参照してください。いずれにしても、インターネット上での情報公開は、公開が必要とされるすべての項目について一定期間継続して行い、情報の更新を基準に従って行って初めて基準適合と認められることとなります。
- (5) 対象となる公開情報は、審査を申請する都道府県等の区域内で行っている事業に係るものだけではなく、他の都道府県等で行っている事業も含め、当該処理業者が行っている許可申請の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別産業廃棄物収集運搬業、特別産業廃棄物処分業の4区分）に係る事業全体に係る情報を指します。例えば、産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請時での評価基準適合性の審査においては、当該処理業者が国内で行っている産業廃棄物収集運搬業全体に係る情報が対象となります。

【留意事項】

以下の個別項目の解説においては、基準適合のために満たさなければならない事項を【評価基準】及び【解説】で示します。なお、解説の後に示されている【記載例】は、あくまでも例示であり、このとおりでなくとも支障ありません。

また、公開された情報を活用する排出事業者等のために、【排出事業者等による情報の活用方法】を、基準以上に積極的に情報公開を進めようという意欲のある処理業者のために、【基準以上に積極的な情報公開をする場合】を参考として示していますが、これらの内容は、いずれも基準への適否に影響するものではありません。

なお、排出事業者が委託契約の締結等に当たって実際に確認した結果、公開されている情報が事実と著しく異なっているような場合には、環境省又は都道府県等の産業廃棄物担当部局に連絡してください。

3.2.1 会社情報

【評価基準】

(1) 情報公開基準項目は次のとおりです。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員（申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者を含む。）の氏名及び就任年月日
- ・申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業を含む。以下の評価基準項目においても同じ。）の内容（法人の名称、資本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）
- ・申請者が個人である場合には、事業の内容（その内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）

(2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

(3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

「法第14条第5項第2号二に規定する役員」とは、いわゆる「役員」（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。）をいい、これに加えて、令第6条の10に規定する使用人（本店又は支店の代表者等）がある場合には、これも含みます。

【記載例】

商号	株式会社
所在地	本店 県市町丁目 - - 支店 県市町丁目 - -
創立	昭和 年 月 日
資本金	万円
代表者	取締役社長 (年 月 日就任)
役員等	専務取締役 (年 月 日就任) 常務取締役 (年 月 日就任) 取締役 (年 月 日就任) 取締役 (年 月 日就任) 支店長 (年 月 日就任)
従業員数	人
会社履歴	昭和 年 月 A県市に有限会社 を設立し、 事業を開始 昭和 年 月 A県の産業廃棄物処理業の許可を取得 昭和 年 月 A県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得 昭和 年 月 社名を株式会社 に変更 昭和 年 月 B県に 支店を設立し、B県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得 平成 年 月 本店において ISO14001 認証を取得

【排出事業者等による情報の活用方法】

排出事業者は、自らの責任で処理委託先を選定する必要がありますが、その際、最も基本的な情報のひとつが会社情報です。例えば、社会的に信頼できる企業か否かの判断としては会社名が不必要に度々変更されていたりする場合は、なぜ度々変更されたのか確認する必要があります。また、代表者や役員が頻繁に変更されているような場合については経営面も含め信頼できるかどうか判断する必要があります。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、事業経営にかかわる理念や経営方針、上場の有無、株主等の氏名や名称、住所及び当該株主の数あるいは主要取引銀行や出資している者がいる場合の出資額等その内容を詳しく説明することが考えられます。なお、会社履歴は、技術的能力の形成過程を知る上でも参考となるので、産業廃棄物処理業以外の関連事業に係る変遷も掲載することが望まれます。

3.2.2 許可の内容

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 事業計画(他に当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関する事業計画を含む。)の概要
 - 産業廃棄物処理業の許可証の記載事項(他に当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可証の記載事項を含む。)
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 事業計画の概要は、許可申請時の添付書類のひとつ(内容を変更する場合のみ)となっていますが、本基準は、当該添付書類に相当する内容の公開を求めるものです。具体的には、事業の全体計画、収集運搬又は処分する産業廃棄物の種類ごとの運搬又は処分量等、収集運搬又は処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等を掲載するものとします。
- (2) 許可証の記載事項については、産業廃棄物処理業の許可証の写しを掲載することを原則としますが、収集運搬業の許可を多数の都道府県等で取得しておりそのすべてを掲載することが著しく煩雑であるような場合には、許可証の記載内容を一覧表にするなどして公開しても差し支えありません。また、許可証の写しを掲載する場合には、そのまま印刷して悪用されることを防止するため、「この許可証の写しはサンプルであり、証明に
- (3) 用いることはできません」等の表示を入れるなど工夫をする必要があります。また、許可証の記載事項を公開する場合には、許可の条件等を含めすべての記載事項を記載することが必要です。

【記載例】

(次ページ)

処分業の許可証の例

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 第 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 ○○県○○市○○

氏名 株式会社○○○○
代表取締役 ○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。

○○県知事 ○ ○ ○ ○ 知事印

許可の年月日 平成 年 月 日

許可の有効年月日 平成 年 月 日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

最終処分（埋立）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に掲げるもの（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上13種類

2. 事業の用に供するすべての施設

処理施設の種類の	管理型最終処分場（政令第7条第14号ハ）		
処理能力	埋立地面積	m ²	
	埋立容量	m ³	
設置年月日	平成	年	月 日
許可年月日	平成	年	月 日
許可番号			
設置場所	○○県○○市○○		

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成 年 月 日

収集運搬業についての一覧表の例

[保有許可一覧]

産業廃棄物収集運搬業				許可品目								備考		
都道府県 及び政令 都市	積替え保管		許可取得年月日 及び有効期限	許可番号	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	ク ラ ス チック	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	積替え保管施設の所在地 及び面積、許可の条件等
県	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
市	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
市	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
市	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
××県	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
県	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
市	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											
県	有	無	平成XX.XX.XX 平成YY.YY.YY											

【排出事業者等による情報の活用方法】

排出事業者は、処理業者に産業廃棄物の処理を委託しようとする際にその許可範囲を確認せず、不適正な処理業者に委託してしまった場合は、委託基準違反に該当し重罰を科せられる場合がありますので、許可証を慎重にチェックすることが最も重要であり、許可証は原本を確認する必要があります。

また、産業廃棄物の処分委託契約を締結する際には、面接や施設調査を行って処理施設についても十分に確認することが必要になります。産業廃棄物処分業許可証の「事業の用に供するすべての施設」欄に記載されている事項をチェックし、処理を委託しようとする産業廃棄物を確実に処分する能力を持つ施設を保有していることを確認する必要があります。なお、許可証の記載事項をチェックする際には、「許可の条件」等の詳細についても十分に確認する必要があります。

特に令7条に規定する処理施設については、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要になりますので、処分業許可証の該当事項の確認に加えて、最終的に処理委託契約を締結する際には、産業廃棄物処理施設設置許可（みなし許可も含む。）を有することを確認する必要があります。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的な情報公開を行おうとする場合は、例えば、事業計画の概要に関し、経営者の経営理念も含めてできるだけ詳細な情報を提供すること、産業廃棄物処理業の許可証に加えて、産業廃棄物処理施設の設置許可証についても、その写し等を公開することなどが考えられます。

3.2.3 施設及び処理の状況

(1) 事業の用に供する施設の概要

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- ・ 収集運搬業者については、事業の用に供する施設の種類、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要
 - ・ 処分業者については、事業の用に供する施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 事業の用に供する施設の種類、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要は、いずれも許可申請時に都道府県等に提出される事項であり、これに相当する内容の公開を求めるものです。
- (2) 収集運搬業の場合は、運搬車両の形式、規模・能力（積載量等）や、積替保管施設ごとの面積、保管上限量等の情報を掲載します。形式、規模・能力の記載方法については、以下を参考としてください。

[車両形式]

- ・ ダンプ車（土砂ダンプ車、清掃ダンプ車等）
 - ・ 機械式収集車（回転板式、圧縮板式、荷箱回転式等）
 - ・ 脱着装置付きコンテナ車（ウインチ式、アーム式等）
 - ・ 平ボデー車（リフト付き、クレーン付き等）
 - ・ タンクローリー車（重力方式、真空方式、液体ポンプ方式等）
 - ・ 吸引車（汚泥吸引車、強力吸引車、バキュームカー等）
- 等の車両の分類形式

[規模・能力]

最大積載量（トン又は m^3 ） 最大積載可能寸法（m）

- (3) 処分業の場合は、処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力（規模）処理方式、構造及び設備（環境保全設備を含む。）の概要等の情報を記載します。また、保管を行う場合は、保管する産業廃棄物の種類、保管設備の所在地、面積、保管上限量等の情報を掲載します。なお、「施設」の範囲は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設に限らず、事業に使用するすべての施設が対象となります。処理施設の種類、処理能力、処理方式、設備の記載方法については、下表を参考として、許可証の記載と整合をとって記載してください。
- (4) 下表は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設の種類について記載してありますが、動植物性残さのメタン発酵や堆肥化、廃プラスチックの油化、木くずの炭化、建設

汚泥の高度安定化など、設置許可を必要としない施設についても、下表に準じて記載してください。

処理施設の種類の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等の記載方法例

令7条の分類	施設の種類の種類名	処理能力の表示単位	処理方式	主な構造、設備等
1号	汚泥の脱水施設	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 真空脱水 ・ 加圧脱水 ・ 遠心脱水 ・ ヘルプレス脱水	・ ろ液の処理方法
2号	汚泥の乾燥施設	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 熱風回転乾燥 ・ 溝型攪拌水蒸気乾燥機	・ 排ガスの処理方法
	汚泥の天日乾燥施設	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)		・ 地表水の流入防止方法 ・ 排水の処理方法 ・ 地下浸透防止方法
3号	汚泥の焼却施設 (PCB 汚染物及び処理物であるものを除く)	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリオン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストカ炉	・ 燃焼ガス温度(800 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法
4号	廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 重力分離 ・ 遠心分離 ・ 加圧浮上分離 ・ ろ過分離 ・ 化学的分離	・ 汚泥の処分方法 ・ 廃油の流出防止堤の構造 ・ 排水の処理方法 ・ 地下浸透防止方法
5号	廃油の焼却施設 (PCB 等を除く 海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリオン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ 噴霧燃焼炉	・ 燃焼ガス温度(800 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法 ・ 廃油の流出防止堤の構造 ・ 地下浸透防止方法
6号	廃酸・廃アルカリの中和処理	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 中和攪拌施設	・ 汚泥の処理方法 ・ 排水の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
7号	廃プラスチック類の破碎施設	・ t /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 破碎機 ・ 切断機 ・ 圧縮機	・ 粉じんの処理方法 ・ 騒音・振動防止方法
8号	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB 汚染物質及びPCB 処理物であるものを除く)	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリオン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストカ炉	・ 燃焼ガス温度(800 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法
8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 破碎機 ・ 切断機 ・ 圧縮機	・ 粉じんの処理方法 ・ 騒音・振動防止方法

令 7 条 の分類	処理施設名	処理能力	処理方式	主な構造、設備等
9号	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼働時間 (h)	・ 押出成形式 ・ 振動造粒式 ・ 皿型造粒式 ・ プリット成形式	・ 混練機の構造 ・ 地下浸透防止方法
10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼働時間 (h)	・ 立型多段炉 ・ ロ-列-ファーヌ ・ レトル炉	・ ばい焼温度(600 以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 水銀ガスの回収方法 ・ 焼却灰の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼働時間 (h)	・ 高温熱分解 ・ 酸化分解	・ 高温分解室出口炉温(900 以上) ・ 汚泥の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
12号	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼働時間 (h)	・ 噴霧燃焼炉 ・ ロ-列-キルン	・ 燃焼ガス温度(1100 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2 秒以上) ・ 焼却灰の処分方法 ・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ 地下浸透防止方法
12号の 2	廃 PCB 等(PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む)又は PCB 処理物の分解施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼働時間 (h)	・ 脱塩素化分解 ・ 水熱酸化分解 ・ 還元熱化学分解 ・ 光分解 ・ プラズマ分解 ・ 機械化学分解 ・ 溶融分解	・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ PCB 性状分析設備の仕様 ・ 地下浸透防止方法 ・ 排ガス処理方法 ・ 分解後の残さの処分方法
13号	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ 稼働時間 (h)	・ 洗浄 ・ 分離	・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ PCB 性状分析設備の仕様 ・ 洗浄又は分離後の残さの処分方法
13号の 2	令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 12 号以外の焼却施設	・ m ³ /日 ・ t /日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼働時間 (h)	・ ロ-列-キルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ スト-カ炉	・ 燃焼ガス温度(800 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2 秒以上) ・ 焼却灰の処分方法
14号	遮断型最終処分場	・ m ² (面積) ・ m ³ (埋立容量)		・ 雨水の流入防止方法 ・ 外周及び内部仕切設備 ・ 一区画の規模
	安定型最終処分場	・ m ² (面積) ・ m ³ (埋立容量)	・ サンドイッチ工法	・ 浸透水採取設備の構造 ・ 飛散、流出防止の方法 ・ 防災設備の構造 ・ 雨水排水設備
	管理型最終処分場	・ m ² (面積) ・ m ³ (埋立容量)	・ 嫌気性埋立 ・ 準好気性埋立 ・ 好気性埋立	・ 浸出液の処理方法 ・ 飛散、流出防止の方法 ・ 防災設備の構造

(備考)

1. 処理能力：表示単位は 1 日当りの処理量(例えば、m³/日、又は t /日)を記載し、1 日の運転時間(稼働時間)を付記します。焼却施設にあっては、火格子(火炉)面積[m²]を記載します。
2. 処理方式：プラントメーカーが一般的に用いているものを記載例として示したものです。上表に該当するものがない場合は、施設を納入したプラントメーカーの呼称等の適切な呼称を記載します。
3. 主な構造、設備等の概要：焼却施設の温度、滞留時間については具体的な数値を、排ガス、焼却灰等の処理・処分方法については処理・処分を行う設備の名称を記載します。

【記載例】

運搬車両

車両形式：清掃ダンプ車
運搬品目：
最大積載量：8 m³
最大積載可能寸法（投入口寸法）：1.6m（巾）× 0.9m（高）
環境保全対策：高性能電磁バルブと油圧ポンプを採用し積込作業の騒音低減

積替保管施設

品 目：建設系廃棄物（木くず、廃プラスチック等）
面 積：1,000m²
保管上限量：350 t（1日排出量50 tの7倍以内）
設備の概要：スケール×1基、積替重機×2台、クレーン×1基、洗車設備、
消火設備、作業棟、管理棟、駐車場
環境保全対策：
* 屋内での積替え実施による臭気、騒音、粉じん等の防止
* 排水溝（底版は鉄筋コンクリート構造）の設置による地下水汚染防止
* 塀（高さ1.8m）の設置による周辺への廃棄物の飛散防止

中間処理施設

施設の種類：破砕施設
品 目：がれき類
設置年月日：平成 年 月 日
設置場所： 県 市
処理能力：40 t / 日
稼働時間：8 h / 日（9時から17時まで）
処理方式：破砕機（横型回転式ハンマークラッシャ）
構造・設備の概要：供給設備（最大供給寸法 cm角× cm長）
破砕設備（主電動機 kW）、分級設備（ふるいサイズ可変）
環境保全対策：
* 各機器は密閉構造とし、局所集じん方式による粉じんの防止
* 防音壁による騒音の低減

最終処分場

施設の種類：管理型最終処分場
埋立品目：下水汚泥、燃え殻、
設置年月日：平成 年 月 日
設置場所： 県 市
埋立容量：10万m³
埋立面積：5000m²
構造・設備の概要：浸出液処理設備（調整池、活性汚泥処理、凝集沈殿、消毒等）
環境保全対策：
* 浸出水の水質を定期的に測定・記録し、廃棄物の安定化の進行度合を管理
* 周囲に緑地帯の設置

【排出事業者等による公開情報の活用方法】

処理施設に関する情報は、排出事業者が処理業者を選定する際にチェックすべき基本的な情報のひとつです。排出事業者は、施設の概要等の情報から処理業者の保有する施設が、自社の排出する産業廃棄物の処理方法として妥当かどうか、委託予定量と比べて十分な処理の容量（処理能力×稼働時間）が確保されているか、環境汚染防止対策がきちんととられているか等を十分に検討し、処理業者を選択する際の参考とする必要があります。

ただし、本基準により掲載された情報のみでは、処理施設の詳細や構造・維持管理基準への適合状況まで判断することは困難であることから、最終的に委託契約を締結する前には現地調査等を行うことが望めます。この際には、施設や設備の構造、運転管理状況、維持管理記録等を調査し、構造・維持管理基準に適合した施設であること、また、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の防止に十分配慮された施設であることを確認します。

なお、産業廃棄物の種類ごとに、中間処理又は再資源化等を行う際の主な処理方法を以下にまとめましたので、自らが排出する産業廃棄物の種類と照らし合わせて、処理業者を選定する際の参考としてください。

産業廃棄物の種類	主な中間処理方法	主な再資源化方法
燃えがら	破碎、溶融	金属類回収、路盤材・人工骨材化
污泥（有機）	濃縮、脱水、乾燥、焼却	メタン回収、肥料化、セメント原料化
污泥（無機）	濃縮、脱水、乾燥	路盤材・人工骨材化、セメント原料化
廃油	油水分離、焼却	油化
廃酸・廃アルカリ	中和	中和剤利用
廃プラスチック	破碎、洗浄、選別、焼却	原材料化、固形燃料化、油化
紙くず	焼却	原材料化、固形燃料化
木くず	破碎、焼却	原材料化、燃料化
繊維くず	洗浄、選別	原材料化
動食物性残さ	破碎、乾燥、焼却	メタン回収、肥料化、飼料化
金属くず	破碎、選別	原材料化
ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず	破碎、選別	原材料化、人工骨材化
がれき類	破碎、選別	人工骨材化、金属回収
ばいじん	セメント固化、キレート固化、溶融	セメント原料化、人工骨材化
感染性廃棄物	滅菌、消毒、焼却、溶融	

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、さらに処理施設や運搬車両の構造図や写真、保有する車両の車両番号、電子マニフェストシステムへの加入、ITを利用した車両運行情報管理システム等の最新技術の採用状況などを公開することが考えられます。また、事故防止対策、モニタリングシステムの整備等に関する投資を積極的に行っている施設では、その内容を公開することも考えられます。なお、現在計画中の施設については、生活環境影響調査結果の概要を公開することが望めます。

高度選別施設等のリサイクルに貢献する施設については、リサイクルに関心を有する排出事業者の判断材料として、採用している選別機（篩分け選別、風力選別、磁力選別、アルミ選別等）の種類、及び選別品の種類・回収率・純度等に係る施設の性能をできるだけ詳細に公開することが望めます。

(2) 事業場の処理工程図

【評価基準】

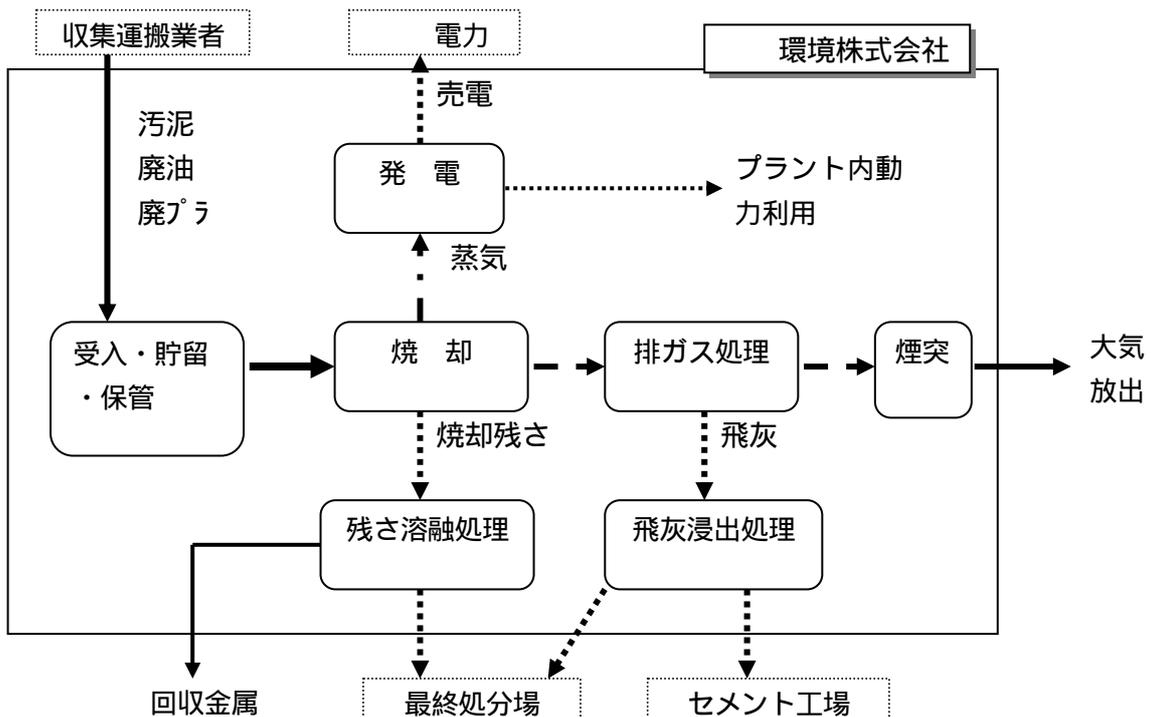
- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
 - ・ 事業場の処理工程図
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は、処分業者のみに適用されます。

【解説】

- (1) 事業場の処理工程図は、事業場内で産業廃棄物がどのような工程を経て処理されているかについて説明するものです。産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で記載します。単位処理工程の名称については、メーカー固有の呼称を用いず、できるだけ一般的なものを用いることとします。
- (2) 廃棄物の受入から処理、さらには排ガス、排水、残渣物を処理し事業場外へ排出する工程までを全て記載するものとします。例えば、焼却処理を行う施設の場合には、焼却灰等の処理フローを含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、汚泥等の処理フローを含みます。
- (3) 企業秘密に該当するような単位処理工程ごとの詳細な技術内容まで掲載する必要はありません。

【記載例】

汚泥、廃油及び廃プラスチックの大型焼却施設



【排出事業者等による公開情報の活用方法】

排出事業者は、処理工程図と(1)の施設の概要を併せて検討することにより、自らが委託しようとする産業廃棄物について、技術的に妥当な処理がなされるかどうか、より詳細にチェックすることができます。特に、委託した産業廃棄物の処理工程はもちろん、排ガス処理、排水処理、残さ処理等が的確に行われているのかもきちんと確認する必要があります。

ただし、本基準により掲載された情報のみでは、処理工程の詳細を判断することは困難であることから、最終的に委託契約を締結する前には現地調査等を行うことが望まれます。この際には、事業場全体の処理工程の運転管理状況や、環境対策設備が適切に機能していることを確認します。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、施設の特徴や技術的な優位性をアピールするために、より具体的で、詳細な工程図や技術説明資料を掲載することが考えられます。

(3) 最終処分までの処理行程

【評価基準】

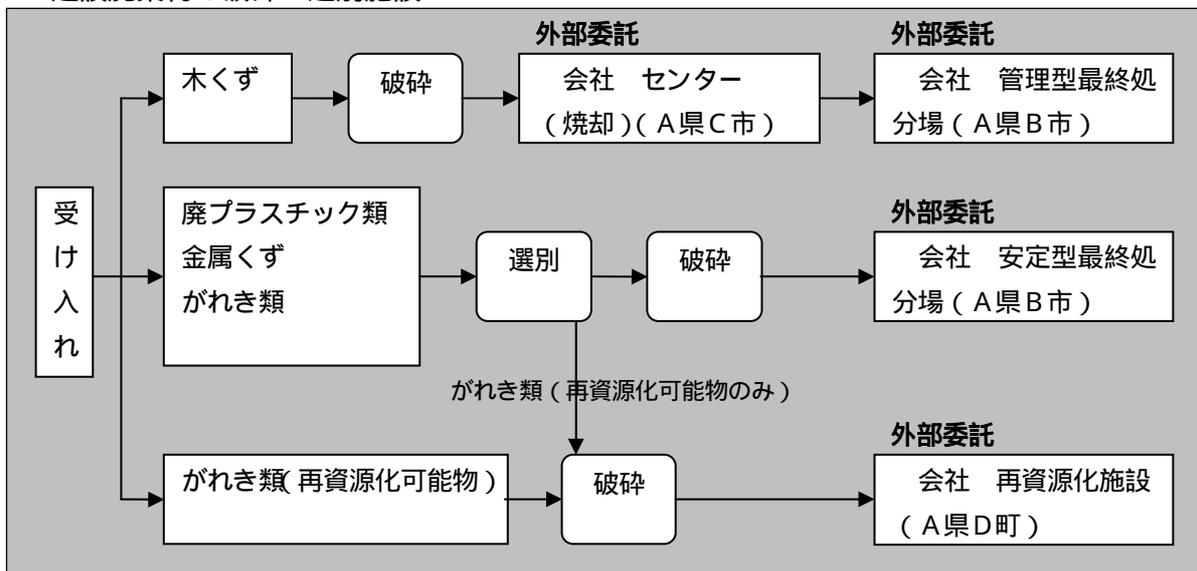
- (1) 情報公開基準項目は、次のとおりです。
産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。）
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は処分業者のみに適用されます。

【解説】

- (1) 事業場内における処理工程の技術的内容は3.2.3(2)の「事業場の処理工程図」において記載することとなっていますので、ここでその詳細を再度記載する必要はなく、最終処分が終了するまでの処理ルートを中心に、事業場内処理か外部委託処理かが明確に分かるように記載するものとします。なお、この際、受け入れた産業廃棄物の種類ごとの処理ルートが明らかになるようにする必要があります。なお、産業廃棄物の種類は、法第2条及び令第2条で規定された分類に限らず、これらの分類のいずれに当たるかが客観的に明らかでない場合は、受け入れる廃棄物の具体的名称でも差し支えないものとします。
- (2) 外部委託先（海外への輸出も含む。）については、自らが直接委託をしているか否かにかかわらず、最終処分に至るまで個別に、処理の内容、事業者の名称、事業場の名称及び所在地を公開する必要があります。この際、外部委託先のすべての事業者について、「焼却」、「再資源化」、「管理型最終処分」等の処理内容が分かるように記載してください（事業場の名称から処理内容が明らかである場合は省略してもかまいません）。
- (3) 産業廃棄物の受入先、すなわち取引のある排出事業者や収集運搬業者の個別名称の公開を求めるものではありません。

【記載例】

建設廃棄物の破碎・選別施設



【排出事業者等による情報の活用方法】

排出事業者は、法第 12 条第 5 項の規定により、「産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされています。また、法第 19 条の 6 の規定により、排出事業者がこの必要な措置を講じていない場合には、都道府県知事等から不適正処理に伴い発生した支障の除去等の措置を命じられることもあり得ます。

このように排出事業者にとっては、委託先の処理業者のみならず、その外部委託先も含めて最終処分に至るまでの一連の処理行程を把握することが重要であり、掲載された情報により、不適正処理ルートに流れているおそれはないか、最終処分までの処理行程が希望する処理内容と合致しているか等を確認することができます。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、一連の処理行程の工程ごとに処理実績や、施設の処理能力等の情報を併せて記載することが考えられます。評価基準項目 3.2.3(1)「事業の用に供する施設の概要」や、3.2.3(4)の「処理の実績」と突き合わせて一目で数値の整合性を確認できるように工夫して掲載すれば、より透明性が高まります。また、再資源化後に売却する場合については、その売却先についても明らかにすることが望まれます。

(4) 処理の実績

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は、次のとおりです。
- 直前1年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績
 - 収集運搬業者については、各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量
 - 処分業者については、各月の受入量、処分方法ごとの処分量、並びに中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
- (2) 情報の更新は、6ヶ月ごとに1回とします。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前1年間分の情報を掲載するものとします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 本基準は、法に規定する産業廃棄物処理業者の帳簿記載事項（規則第10条の8及び第10条の21）のうち、処理業者の処理実績を判断するために必要な事項の公開を求めるものです。したがって、処理業者は事業所ごとに備えた帳簿の中から必要な項目を会社全体として集計し、これを掲載することとなります。
- (2) 収集運搬業者において、「受入量」とは委託先から搬出した産業廃棄物の量（受託量）、「運搬量」とは運搬先に搬入した量（最終運搬量）を指します。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合などには、受入量と運搬量の間には差が生じる可能性があります。また、「運搬方法」としては、運搬車、船舶、鉄道等に分類します。
- (3) 処分業者において、中間処理後の産業廃棄物の「持出先」とは、「自社処分」と「委託処分」に分類（個別の業者ごとに分類する必要はありません。）するものとし、それぞれの分類における処分方法（焼却、管理型埋立、安定型埋立等）ごとの処分量を記載します。
- (4) 帳簿に関しては、規則において、マニフェストに係る事項を除き、前月中の実績を毎月未までに記載することとされています。これを踏まえ、評価基準においては、会社全体での集計やホームページへの掲載に要する時間を考慮して、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月までのものを最新情報とすることとしました。
- (5) 「受入量」、「運搬量」等のいずれの項目についても、個別の業者ごとに分けて記載する必要はありません。

【記載例】

収集運搬業者

[平成 17 年 4 月更新]

・収集運搬実績（月次 平成 16 年 3 月から平成 17 年 2 月まで）

廃棄物種類	受入実績/運搬方法	（月）											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
木くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
廃プラスチック類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
がれき類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	鉄道	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設混合廃棄物*	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

* 建設混合廃棄物にあっては、混在している廃棄物の品目を必ず併記すること。

処分業者

〔平成 17 年 4 月更新〕

・ 処理実績（月次 平成 16 年 3 月から平成 17 年 2 月まで）

廃棄物種類	処分方法/ 受入実績	処理実績（月）											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
廃プラスチック類	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	梱包	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	圧縮	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	受入実績	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
木くず	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	受入実績	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	受入実績	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	受入実績	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設混合廃棄物*	受入実績	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

* 建設混合廃棄物にあっては、混在している廃棄物の品目を必ず併記すること。

* 建設混合廃棄物は、選別の後、廃棄物の種類ごとに処理をする。したがって建設混合廃棄物の処理実績は、からの処分方法ごとの処理実績に含まれる。

・ 中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
（月次 平成 16 年 3 月から平成 17 年 2 月まで）

廃棄物種類	持出先	処理実績（月）												
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
廃プラスチック類	自社	管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
木くず	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		売却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
繊維くず	委託		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
金属くず	自社		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	委託		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
			t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
燃え殻	委託	管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		合計	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t
処理残渣	委託	管理型埋立	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t
		合計	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t

【排出事業者等による情報の活用方法】

処理の実績に関する情報は、排出事業者が処理業者を選定する際にチェックすべき基本的な情報のひとつです。処理の実績データを基に、産業廃棄物の種類ごとに受入量、処理方法ごとの処理量、中間処理後の産業廃棄物の処分量等の間における収支をチェックすることにより、収支が合わないような不明朗な処理（不法投棄等に流れているおそれ）が行われていないか、再資源化など希望する処理内容に関し十分な実績を有しているか等を確認することができます。

具体的には、

- ・ 収集運搬業者の場合、一定期間内の「受入量」と「運搬量」の間に不整合はないか、
- ・ 中間処理業者の場合、例えば、破碎・選別であれば、一定期間内の「受入量」、「処分量」、「中間処理後の産業廃棄物の処分量」の間に不整合はないか、焼却であれば、焼却処分量と燃え殻（通常は焼却処分量の1～2割程度発生）の処分量の間に不整合はないか、

といった点は最低限チェックする必要があります。

さらに、他の評価基準項目である施設の処理能力や最終処分までの処理行程に係る情報と突き合わせてチェックすることにより、処理委託する産業廃棄物を希望する処理内容に沿って処理するだけの十分な余剰能力を有しているか、逆に、施設の処理能力を超える量の産業廃棄物や、技術的に適正処理が期待できない産業廃棄物の処理を受託していないか等を確認することも可能です。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、例えば、過去1年間を超える期間の処理実績（過去3年間、5年間など）事業場ごとの処理実績等についても公開することが考えられます。また処理実績の数値については、一覧表として示すほか、流れ図等も利用して産業廃棄物の種類ごとに受入量、処理方法ごとの処理量、中間処理後の産業廃棄物の処分量等の間における収支が容易に取れるように工夫して提示することが望まれます。

特に高度な選別等リサイクルに貢献する処理を行っている場合は、リサイクルに関心を有する排出事業者の判断材料として、選別品の種類ごとに回収率、純度等の処理実績を公開することが望まれます。また、受託した廃棄物の一部を有価物として分別・販売を行った場合には、その量について別途掲載することも、全体の収支を明らかにする上で有効と考えられます。

(5) 処理施設の維持管理に関する記録

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。)を設置している場合には、直前1年間の法第15条の2の3において準用する第8条の4の規定による記録
 - ただし、上記の記録事項のうち、すべての対象施設における処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量、並びに焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録は情報公開対象から除く。
- (2) 情報の更新は、6ヶ月ごとに1回とします。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前1年間分の情報を掲載するものとします。
- (3) この基準は令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設を設置している処分業者のみに適用されます。

【解説】

- (1) 本基準の対象となる「令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設」とは、令7条に規定する施設設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設(第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2)、PCB処理施設(第12の2号及び第13号)及び最終処分場(第14号)です。
- (2) これらの施設の設置許可を受けた者は、法第15条の2の3において準用する第8条の4の規定により、当該施設の維持管理に関し所定の事項を記録し、これを生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならないこととされています。本基準は、この記録の一部について、利害関係者のみならず一般に公開することを求めるものです。
- (3) ただし、上記の記録事項のうち、「処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量」については、すでに3.2.3(4)の処理の実績において公開することとされていること、「焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録」については、情報量が膨大となりインターネット上での公開に適していないことから、情報公開対象から除かれています。
- (4) 法に基づく記録の閲覧に関しては、規則第12条の7の2において、前月中の記録を毎月末までに記載することとされています。これを踏まえ、評価基準においては、記録の集計やホームページへの掲載に要する時間を考慮して、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月までのものを最新情報とすることとしました。
- (5) 公開する必要がある記録は、施設の種類ごとに次のとおりです。

施設の種類	公開する記録の概要	規則該当部分 (12条の7の3)
焼却施設(ガス化改質方式・電気炉等を除く)	・冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号八 第1号二

ガス化改質方式の焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去記録 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録 	第2号八 第2号二
電気炉等を用いた焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> 排ガス処理設備等に堆積したばいじんの除去記録 排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録 	第3号八 第3号二
P C B 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 放流水中の P C B 含有量等の測定記録 除去設備内に堆積した粒子状の物質の除去記録 生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録 	第4号八 第4号二 第4号ホ
遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の水質検査記録 地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 残余容量の測定結果 仕切設備の点検記録 覆いの点検記録 	第5号口 第5号八 第5号二 第5号ホ 第5号へ
安定型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等の点検記録 残余容量の測定結果 展開検査記録 浸透水及び地下水の水質検査記録 浸透水又は地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 	第6号口 第6号八 第6号二 第6号ホ 第6号へ
管理型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等の点検記録 遮水工の点検記録 浸出液処理設備放流水及び地下水の水質検査記録 地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 調整池の点検記録 浸出液処理設備の点検記録 残余容量の測定結果 	第7号口 第7号八 第7号二 第7号ホ 第7号へ 第7号ト 第7号チ

【記載例】

焼却施設（過去1年間分について記載）

（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

ばいじんの除去の実施状況と措置

規定項目	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

排ガスの分析結果

規定項目	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り ¹	別紙1の通り ¹
採取した年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
ダイオキシン類 ³	/	
ばい煙量又は ばい煙濃度 ²	硫黄酸化物	() ³
	ばいじん	() ³
	塩化水素	() ³
	窒素酸化物	() ³

1 焼却施設のフロー図に明示すること、

- 2 計量証明書を添付しても良い。
- 3 単位を記入すること。

安定型最終処分場（過去1年間分を記載）

（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

施設の点検

規定項目	擁壁等		
	擁壁	えん堤	その他()
点検日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
異状の有無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ⁴			

残余の埋立容量（年1回以上測定）

規定項目	測定年月日	測定結果
残余の埋立容量	平成 年 月 日	m ³

展開検査の実施状況

各月ごとの実施回数	回(月)	回(月)	回(月)	回(月)
	回(月)	回(月)	回(月)	回(月)
	回(月)	回(月)	回(月)	回(月)
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			

水質検査の実施状況と措置(年1回以上測定)

規定項目	地下水		浸透水
採取場所	別紙1の通り ¹	別紙1の通り ¹	別紙1の通り ¹
採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析結果	別紙2の通り ³	別紙2の通り ³	別紙2の通り ³
異状の有無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ⁴			

浸透水の BOD 又は COD 検査の実施状況と措置(月 1 回以上測定)

採取場所	別紙 1 の通り ¹			
採取日	平成	年	月	日
分析結果が得られた日	平成	年	月	日
BOD ²			mg/ℓ	基準値 mg/ℓ以下
COD ²			mg/ℓ	基準値 mg/ℓ以下
異状の有無	有 ・ 無			
必要な措置を講じた年月日とその内容 ⁴				

- 1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。
- 2 いずれかを記載すること。
- 3 別紙 2 に記載するか計量証明書を添付すること。
- 4 異状が認められた場合のみ記入すること。

管理型最終処分場（過去 1 年間分について記載）

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

施設の点検

規定項目	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備
点検日	平成 年 月 日			
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ³				

水質検査の実施状況と措置(年 1 回以上測定)

規定項目	地下水等		放流水
採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
採取場所	別紙 1 の通り ¹	別紙 1 の通り ¹	別紙 1 の通り ¹
分析結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析結果	別紙 2 の通り ²	別紙 2 の通り ²	別紙 2 の通り ²
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ³			

水質検査の実施状況と措置(月1回以上測定)

規定項目	地下水等		放流水
採取場所	別紙1の通り ¹	別紙1の通り ¹	別紙1の通り ¹
採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
電気伝導率			
塩化物イオン濃度			
水素イオン濃度			
生物化学的酸素要求量			
化学的酸素要求量			
浮遊物質			
窒素含有量			
異状の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ³			

- 1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。
- 2 別紙2に記載するか計量証明書を添付すること。
- 3 異状が認められた場合のみ記入すること。

残余の埋立容量(年1回以上測定)

規定項目	測定年月日	測定結果
残余の埋立容量	平成 年 月 日	m ³

【排出事業者等による情報の活用方法】

排出事業者は維持管理記録をチェックすることにより、処理施設の公害防止性能、処理業者の施設管理の状況を判断するとともに、点検・測定が確実に行われ、排ガスや排水の基準値を遵守して施設が適正に運転管理されているかどうかを判断することができます。また、平成17年度から最終処分場については残余容量の把握・記録が義務づけられますので、この情報により、最終処分を委託する余力能力があるかどうかを判断することができます。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、例えば、過去1年間を超える期間の維持管理記録(過去3年間、5年間など)、周辺環境測定の結果、基準項目以外の詳細な点検管理記録についても公開することが考えられます。また、会社独自に実施している維持管理向上活動や事故時の対処マニュアルなどの情報を公開することも排出事業者や地域住民の信頼を得る上で有効と考えられます。

3.2.4 財務諸表

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (2) 情報の更新は、1年ごとに1回とします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されますが、対象は法人のみです。

【解説】

- (1) 貸借対照表及び損益計算書を公開することにより、企業の経済活動が役員等個人の経済活動と切り離されて適切に会計処理される体制となっているかどうかといった企業としての基礎や、企業の経営状況の健全性を判断する材料となる情報を提供するものとします。
- (2) 貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び資本を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものです。商法によると、貸借対照表には、「資産の部」、「負債の部」及び「資本の部」を設けること、「資産の部」は、流動資産、固定資産（これは、さらに有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分）及び繰延資産の各部に区分すること、「負債の部」は、流動負債及び固定負債の各部に、「資本の部」は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の各部に区分すること等が定められており、これらに従って掲載する必要があります。
- (3) 損益計算書は、法人の一営業年度内において発生した収益とこれに対応する費用とを記載し、法人のその年度内の営業成績を明らかにするものです。商法によると、損益計算書には、「経常損益の部」及び「特別損益の部」を設けること、「経常損益の部」は、「営業損益の部」及び「営業外損益の部」に区分すること等が定められており、これらに従って掲載する必要があります。
- (4) 上記の各部の科目細分や記載方法については、商法施行規則等を参照してください。なお、貸借対照表及び損益計算書は、上記に示すような最低限の要求を満たしていれば基準適合となります。

【記載例】(1年分)

(次ページ)

貸借対照表（平成 年 月 日現在）

（単位 ）

科 目	金額	科 目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
		固定負債	
		負債合計	
固定資産		（資本の部）	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		土地再評価差額金 等	
繰延資産		資本合計	
資産合計		負債・資本合計	

（備考）資産、負債及び資本の各部は、内容に応じ適当な名称の科目に細分すること。

損益計算書（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）

（単位 ）

科 目	金額
（経常損益の部）	
営業利益（損失）	
営業外利益（損失）	
経常利益（損失）	
（特別損益の部）	
特別利益（損失）	
税引前当期純利益（純損失）	
法人税その他の税の額	
当期純利益（純損失）	
前期繰越利益（損失） 等	

（備考）経常損益及び特別損益の各部は、内容に応じ適当な名称の科目に細分すること。

【排出事業者等による情報の活用方法】

排出事業者としては、公開された財務諸表の各項目や、これを基に算出される各種指標を分析するとともに3年間の傾向を把握することにより、処理業者の経営状況を評価する材料とすることができます。以下に財務諸表の主な科目についてその概要を示します。

貸借対照表

主な科目	概 要
流動資産	会社の資産のうち、企業の主目的である営業取引により発生した債権、あるいは、貸借対照表日の翌日から1年以内に現金化できる資産
固定資産	事業活動の用に供するために、長期にわたって所有したり、使用する資産
繰延資産	すでに代価の支払が完了し、又は支払義務が確定し、それに伴う役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来に及ぶと期待される費用を、資産として繰延べたもの
流動負債	通常の営業取引によって発生した負債、あるいは、貸借対照表日の翌日から1年以内に支払わなければならない負債

固定負債	支払時期又は返済時期が、貸借対照表日から計算して1年を超える負債
資本金	株主からの出資源泉を示すもので、借入金のように返済する必要のないもの

損益計算書

主な科目	概要
営業利益	売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、会社本来の営業活動から生じた利益
営業外利益	本来の営業活動以外から発生した利益
経常利益	営業利益から営業外収益・営業外費用を加算減算したもので、会社の通常の活動から生じた利益
特別利益	本来の営業活動以外で臨時に発生した利益
税引前当期純利益	経常利益から特別利益・特別損失を加算・減算したもの
当期純利益	税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税を支払って最終的に残った利益
前期繰越利益	前期から繰り越された利益

(参考文献)

- ・「中小企業の会計 38 問 38 答」平成 16 年 7 月改訂版 中小企業庁
- ・「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻」2002 年版・平成 16 年 7 月追補版(社)生命保険協会
- ・「会計用語辞典」2004 年 6 月 30 日 6 版 8 刷 日本経済新聞社

企業の安全性(経営が健全か、資金繰りが大丈夫か)、収益性(利益をあげることができるか)、成長性(将来的に伸びる会社か)、生産性(効率的な運営が行われているか)など評価の観点はさまざまであり、また、評価対象や評価主体の立場によって重点は異なります。排出事業者から処理業者を評価する際に重要なことは、プラス面とマイナス面の両面で大きく変化している指標があれば確認することであり、収益が向上したから優良という一元的な見方はせず、その要因を探り積極的に優良化を目指す企業であるか判断することです。

経営状況の分析に用いられる代表的な指標としては、自己資本比率、流動比率、売上高経常利益率等がありますが、それらの詳細については専門書を参照してください。ただし、経営指標の機械的なチェックでは十分ではなく、実際に評価を行う上では、長期的視野で多額の設備投資を行わなければならないといった産業廃棄物処理業の業種特性を考慮する必要があります。例えば、高額な設備投資を行った場合には一時的に経営状況が悪化することも考えられますが、このような一時的な悪化に基づき、優良な設備投資を行った処理業者を、倒産の危険が高いと誤解しないよう注意する必要があります。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、より詳細な財務諸表を公開すること、他の事業との兼業を行っている場合には産業廃棄物処理業に係る経営状況が分かるように区分された財務諸表も併せて掲載すること等が考えられます。また、会計士による監査や中小企業診断士の診断を受けている場合には、その結果を公開し、経営の健全性を積極的にアピールすることも考えられます。

さらに、継続的な維持管理、さらには事故等への対処を確実に行うことができることを示すため、維持管理積立金や特定災害防止準備金の積立、環境保険の加入等についても明らかにすることが考えられます。

3.2.5 料金の提示方法

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、すべての処理業者が一律の方法で提示しているわけではありません。このため、個々の処理業者の実態に応じて、料金表により処理料金を提示している場合はその料金表、料金算定式により処理料金を提示している場合はその算定式、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で提示している場合はその旨を掲載します。
- (2) ただし、個別見積もりによる場合は、見積もり料の有無など見積もり条件についても併せて掲載することが必要です。

【記載例】

収集運搬業者

例 1				
	基本料金	時間外料金 1	時間外料金 2	深夜料金
地域	円	円
地域	円	円
地域

* 土・日・祝祭日は休日料金として %加算させていただきます。

* 排出場での積込作業が 分を超えた場合には作業費 円を頂きます。

例 2

収集運搬料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。当社 部 (telephone: - -)までご相談下さい。
無料にてお見積もりいたします。

処分業者

例 1			
品 目	処理料金	処理方法	備 考
金属くず	円/トン	破砕	空間等には内容物が混入していない事
廃プラスチック類	円/キログラム	破砕	腐敗物が付着していない事
木くず	円/トン	焼却	有害物等が付着していない物
* 処理料金には収集運搬費及び消費税は含まれていません。 * 上記処理料金は基本料金ですので詳しくはお問い合わせ下さい。			
例 2			
処理料金につきましては種類、量、により計算いたします。当社 部 (telephone:)までご相談下さい。無料にてお見積もりいたします。			

【排出事業者等による情報の活用方法】

処理料金は安ければ良いというわけではなく、排出事業者は、提示された処理コストの妥当性を評価するよう努めることが重要であり、そのためにはコスト算定基準や根拠等についても確認することが望まれます。適正な処理にはそれに相当するコストがかかることを十分に理解することが必要です。排出事業者が、いわゆる「安かろう悪かろう」の処理を選択しがちなことが、悪質な処理業者の横行を許す土壌を形成しているとも言えます。このような実態を踏まえ、法第 19 条の 6 においては、都道府県知事等は、不適正処理を行った処分者等のみによっては支障の除去等の措置が不十分であり、排出事業者等が適正な処理対価を負担していないとき等一定の条件の下で、不適正処理に起因する支障の除去等を排出事業者に命じることができるとされています。

排出事業者としては、処理料金の多寡にのみ目を奪われることなく、さまざまな処理業者の処理料金の提示方法を見比べるなどして、合理的で透明な処理料金の提示方法となっているかどうかをよく吟味する必要があります。安すぎる料金を提示している場合は、何らかの不適正処理がなされているおそれがあることに注意が必要です。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、例えば、処理料金の算定の考え方など料金設定が合理的に行われていることを示す情報を併せて提供することが考えられます。

3.2.6 組織体制

(1) 社内組織

【評価基準】

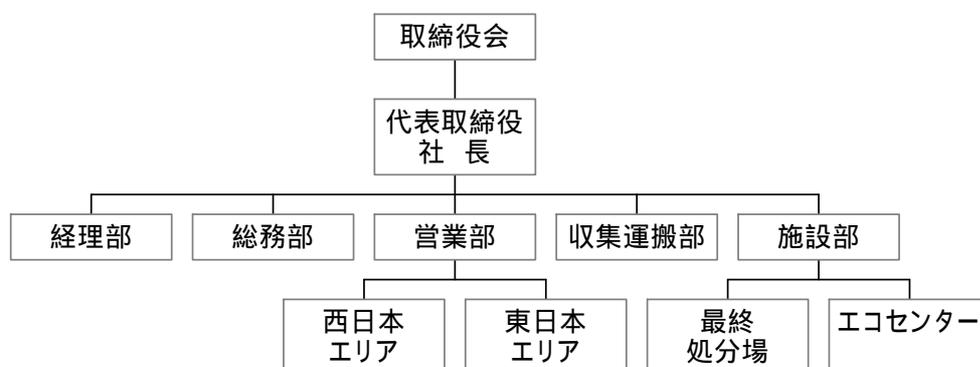
- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。ただし、人員配置の変更については1年ごとに1回とします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 継続して適正処理を遂行していくためには、廃棄物処理の内容や施設の処理能力に対応した社内組織体制が構築され、各部門に適切な人員配置が行われていることが不可欠です。本基準はこのような情報の公開を求めるものです。
- (2) 「業務を所掌する組織」については、各部門の役割と責任範囲を明確に記載するものとします。
- (3) 「人員配置」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載するとともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載するものとします。ここで、「人員」を正社員のみとするか、派遣社員、アルバイト等を含む数とするかは任意ですが、いずれの範囲まで含めた数かを明示する必要があります。なお、兼務職員については、主たる部門に計上、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示することとします(ただし、人数は整数で記入すること)。
- (4) 情報の更新は、組織図や職務分掌の変更の都度としますが、各部門ごとの人員配置についてはその変更の頻度が高い場合も想定されることから、年1回で差し支えないものとします。

【記載例】

[組織図]



「人員配置」

	経理部	総務部	営業部		収集運搬部	施設部		合計
			東日本エリア	西日本エリア		エコセンター	最終処分場	
正社員	3名	3名	4名	3名	12名	11名	7名	43名
派遣・パート	1名	1名	1名	0名	1名	2名	1名	7名
合計	4名	4名	5名	3名	13名	13名	8名	50名

(注) 兼務職員については、主たる部門に計上しています。

「職務分掌」

(ア) 経理部	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関すること ・予算・決算に関すること ・資金運用に関すること ・その他これらに付随する業務
(イ) 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・処理委託契約書の作成及び管理に関すること ・マニフェストの記入・管理に関すること ・職員の任命異動等の人事事項事務に関すること ・その他庶務事項に関すること
(ウ) 営業部	<ul style="list-style-type: none"> ・既存顧客のフォロー・管理に関すること ・既存顧客からの受注に関すること ・新規顧客の開拓に関すること ・その他これらに付随する業務
(エ) 収集運搬部	<ul style="list-style-type: none"> ・所有車両の管理に関すること ・所有車両の点検及び整備に関すること ・配車・運転手の手配に関すること ・その他これらに付随する業務
(オ) 施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の運営・管理に関すること ・最終処分場の運営・管理に関すること ・その他これらに付随する業務

【排出事業者等による情報の活用方法】

他の評価基準項目である事業計画の概要、施設及び処理の状況と、社内組織図や人員体制を突き合わせることで、適正な処理を行う上で必要な組織・人員体制が確保できているかどうかを、チェックすることができます。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

適正処理を確実なものにするためには、通常運転時のみならず事故発生等による緊急時を含めて、従業員の役割と責任範囲を明確にした対応マニュアル等を整備し、常日頃から危機管理意識を徹底しておくことが大切です。また、日常業務においても、外部からの苦情等を迅速に処理することは、会社の信頼を高め、業務を円滑に行う上で極めて重要です。

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合には、これら事故時対応、苦情処理対応等に関する体制に係る情報の公開を行うことが考えられます。

(2) 環境保全技術に関する資格取得状況

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 産業廃棄物処理や、それに伴う生活環境保全上の支障の防止を適切に行うことができる技術力を有する従業員が確保されているかどうかを明らかにするために、従業員等が取得している関連技術資格の取得人数等の公開を求めるものです。
- (2) 「産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格」は、具体的には、公害防止管理者、環境計量士、技術士、技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者等が該当します。これらを始めとする主な関連資格の概要について別表に示しますので、参考にしてください。なお、これらの資格取得者については、その氏名まで記載する必要はなく、資格取得者がいない場合であっても、その旨を公開していれば基準適合となります。

環境関連資格一覧

資格名	資格の概要	資格の取得方法等	法的根拠
公害防止管理者	特定工場から発生する公害の防止を行うため原材料の検査や測定・公害物質を規制値内に管理するように、企業活動を監督することを主な業務とする。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による国家試験に合格した者	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
技術士	科学技術の高度な専門応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析、試験、評価、又はこれらに関する指導などを主な業務とする。	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）合格し、所定の登録手続きを行った者	技術士法
環境計量士	濃度、騒音、振動など環境に関わる計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善、その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることを主な業務とする。	計量教習所の課程を修了し、かつ所定の条件を満たす者 環境計量士の国家試験に合格し、かつ計量に関する実務等、所定の条件を満たす者 上記、とも所定の登録手続きが必要	計量法
技術管理者	施設の設置許可対象となっている産業廃棄物処理施設について、維持管理基準違反を防止するための維持管理従事者の監督等を主な業務とする。	規則第 17 条に規定する要件を満たす者	廃棄物処理法

特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物を生じる事業所において、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるための責任者として排出状況の把握、処理計画の立案、適正処理の確保を主な業務とする。	規則第8条の17に規定する要件を満たす者	廃棄物処理法
衛生管理者	職場における労働者の健康障害を防止する業務の担当者で、週1回の職場巡視、職場内の健康異常者の発見及び処置、安全衛生教育及び健康診断の実施のための企画立案等を主な業務とする。常に50人以上の労働者を雇用する事業所ではその労働者数によって一定数の衛生管理者を置くことが労働安全衛生法により義務付けられている。	衛生管理者の免許が受けることができる 国家試験である衛生管理者免許試験（第一種・第二種）に合格した者 保健師、薬剤師など 大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など	労働安全衛生法

【記載例】

公害防止管理者（大気第1種）	2名
環境計量士	1名
技術管理者	1名

【排出事業者等による情報の活用方法】

産業廃棄物の処理を適正に行うためには必要な技術的能力を有している必要がありますが、その目安のひとつとして、産業廃棄物処理、生活環境保全、労働安全衛生等に関する高度な知識を有する資格者が確保されているかどうかを参考となります。

また、近年の産業廃棄物処理施設は、高度に機械化されており、その操作・運転については高度な知識と技能が要求されます。維持管理の適正を欠くことは、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生等、生活環境保全上の支障を引き起こすおそれもあります。関係法令を遵守して、安全かつ効率的な処理施設の維持管理が行われるよう、産業廃棄物処理施設には維持管理従事者等（外部委託社員を含む）を監督する技術管理者を置くことが義務づけられていますので、排出事業者としては、このことを確認する必要があります。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、労働安全衛生、防災等の関連分野も含めてできるだけ広範な資格の取得状況を掲載することが考えられます。また、それぞれの資格に関する分かりやすい解説や、資格取得者の活動内容、組織上の位置づけなど資格取得者をどのように活用しているのかについても具体的に公開することが考えられます。

(3) 産業廃棄物関係講習会の受講状況

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数（講習会の名称及び実施者並びに修了日ごとに算出するものとし、修了番号を付与する講習会を修了した場合は、付与された修了番号を記載するものとする。）
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 産業廃棄物の処理に関する十分な技術的能力を有しているか、また、従業員の能力向上に積極的に取り組んでいるかどうかなどを明らかにする情報として、産業廃棄物の処理に関する講習会の名称、実施者及び修了日ごとに修了者数と修了番号について公開を求めるものです。なお、修了者の氏名を公開する必要ありません。
- (2) 公益法人が全国規模で毎年実施している産業廃棄物に関する主な講習会を以下に示しますので、これらを受講した場合はその実績を記載するものとします。なお、講習課程を修了しても修了番号が付与されない場合は、修了番号の記載は不要です。

講習会名	実施者	内容等
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	新たに処理業を行おうとする者を対象者として、業を行うのに必要な専門的知識と技能を習得
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	既に業の許可を有しており、許可の更新を受けようとする者を対象者とし、引き続き業を行うのに必要な専門的知識と技能を習得
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件を補完し、かつ管理に必要な知識と技能を習得
産業廃棄物処理業経営塾	(財)産業廃棄物処理事業振興財団	産業廃棄物処理業等の経営者の資質の向上を目的
産業廃棄物処理実務研修	(財)日本産業廃棄物処理振興センター (社)全国産業廃棄物連合会	優良な産業廃棄物処理業者等の養成のために、処理の基本となる委託契約、マニフェスト等の実務的な研修
廃棄物処理施設技術管理者講習 【基礎・管理課程】 【管理課程】 【再履修課程】 【専攻課程】	(財)日本環境衛生センター	技術管理者の資格要件を補完し、かつ技術管理者の資質を向上
産業廃棄物適正処理推進講習	(財)日本環境衛生センター	収集運搬車両運転手、排出事業者を対象とする産業廃棄物の適正処理推進

【記載例】

- ・ 講習会の名称：
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）
【産業廃棄物の収集・運搬課程】
- ・ 実施者：(財)日本産業廃棄物処理振興センター
- ・ 修了日：平成〇年〇月〇日
- ・ 修了者数及び修了証番号：2名（修了証番号 、 ）

【排出事業者等による情報の活用方法】

継続的な教育・研修活動は、急速に高度化・複雑化する廃棄物処理に関する規制、処理技術、労働安全衛生、環境問題、情報通信技術等に的確に対応するために必要不可欠です。企業が健全で持続的に発展するためには、従業員の資質向上・人材育成がますます重要となっていますが、これに対する処理業者の取り組みの目安のひとつとして、講習会、研修会等の受講状況があげられます。また、処理業を確実に実施できる技術力があるかどうかを判断する目安のひとつともなりますので、委託先に対し定期的に教育記録等の提示を求め、受講者が実在することの確認も必要です。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的に情報公開を行おうとする場合は、全国的に公益法人により実施されている講習会のみならず、都道府県等や業界団体が主催する講習会の受講状況についても掲載することが考えられます。さらに、外部講習会の受講状況に加えて、社内における研修の取組、例えば、教育・研修マニュアル（研修目的、研修内容、研修対象者、教育責任者、研修場所、時期と頻度などを記載した社内マニュアル）の作成・提示、年間研修活動計画とその実施状況の報告等について掲載することが考えられます。

3.2.7 地域融和

【評価基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおりです。
- 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。
- (3) この基準は収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

【解説】

- (1) 利害関係者に対して事業場を公開しているか否かについて記載するとともに、公開している場合はその頻度も記載するものとします。ここで、事業場を公開していない場合には、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば基準適合となります。
- (2) 本基準における事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当します。したがって、これらの者に公開している場合は、不特定多数の者に公開していなくとも、公開「有」として差し支えありません。
- (3) 事業場の公開の頻度に関しては、例えば、「年1回」、「申し込みに応じて随時」等の記載を行うものとします。

【記載例】

【例1】

当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。焼却施設はいつでも見学することができます。

【例2】

当社の施設見学については、当社の 環境整備センター に直接ご連絡ください。見学申込書をお渡しします。お問合せは こちらから

【例3】

当社では一般県民の皆様を対象に廃プラスチックの中間処理施設の見学を受け付けています。ただし、危険箇所がありますので、小中学生は引率をお願いします。また人数は1回当たり原則10名です。電話での事前予約をお願いします。電話(0XXXX) - XX - XXXX

【例4】

当社は会社見学会を毎年8月開催し、地域との交流を図っています。

【排出事業者等による情報の活用方法】

排出事業者は、委託先を選定する際、地域社会とのトラブルが原因で、その処理に支障が生じるリスクを回避するため、処理業者が地域住民等と良好な関係を保っているかどうかを判断要素のひとつとすることが考えられます。事業場の公開の有無や頻度といった情報は、処理業者が地域との融和に努めているかどうかを判断する目安となります。

【基準以上に積極的な情報公開をする場合】

基準以上に積極的な情報公開を行おうとする場合は、地域との良好な関係構築に向けた取組状況を積極的に公開することが考えられます。例えば、説明会、フォーラム等の開催、地域向け広報誌の配布、地域行事への参加・協賛など、「良き企業市民」となることを目指して取り組んでいるさまざまな活動状況を示すことが期待されます。

会社見学会や対話集会などリスク・コミュニケーションの具体的進め方については、全国産業廃棄物連合会の「産業廃棄物処理事業者のためのリスクコミュニケーション・マニュアル調査報告書」(2003年)に詳しい説明や事例紹介があります。こうした資料も活用し、より効果的なコミュニケーションを実現することが望まれます。

なお、事業場が「非公開」の場合は、その理由や代替策を記載することが望まれます。

<p>当社の事業場は車両・重機などの往来があるため、現場確認にお越しになるお客様(排出事業者)並びに監督行政の方々を除き、社外の皆様のご入場は原則としてご遠慮いただいております。事業場の状況については、〔市街地住所〕の当社営業所において、映像(写真、ビデオ)を用いてご紹介・ご説明いたしますので、どうぞお申し越してください。</p>
--

3-3 環境保全への取組

【評価基準】

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること

【解説】

- (1) 環境保全への取組内容を更新許可時等に逐一審査することは困難ですので、本基準においては、環境マネジメントに係る標準的な規格等への適合性に関する既存の認証制度を活用して判断することとしています。ここで、「事業活動に係る環境配慮の体制及び手続に係る標準的な規格等」としては、ISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 ガイドライン及びこれと相互認証された規格等が該当します。
- (2) 「環境大臣が定める認証制度」としては、当面以下のものを環境大臣告示において定める予定ですが、今後、環境省が適当と認めたものについては、随時追加していくこととしています。
 - ・ 財団法人日本適合性認定協会その他 ISO が認定した認定機関が認定した審査登録機関が ISO14001 規格に適合するものとして行った認証
 - ・ 財団法人地球環境戦略研究機関がエコアクション 21 ガイドラインに適合するものとして行った認証(エコアクション 21 ガイドラインと相互認証された規格等に基づく認証を含む。)
- (3) 処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしもすべての事業場等について認証を取得している必要はありません。
- (4) 本基準については、現在のところ、中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない状態にあることから、その適用は、平成 18 年 10 月 1 日からとしています。したがって、この日以降に評価制度に基づく審査を受けようとする者は、本基準への適合が必要となりますので、それぞれの認証等の取得に要する期間やスケジュールを早めに確認し、十分な時間的余裕を持って取得できるよう計画的に準備を進める必要があります。

【留意事項】

本基準の対象となっている認証等のうちどれがよいかは、処理業者自身が自社のニーズをよく考え、自社の環境マネジメントに役立つものを決定することが重要です。たとえば ISO14001 の認証取得は上記の中でも取得までに費用と時間を要することから難易度が高いといえますが、しっかりした仕組みと運用のもとに審査機関による定期的な審査を経ることから、社会的知名度も高く国際的にも通用します。環境問題の取組をグローバルに行っている企業の中には、請負業者や処理委託先にも環境マネジメントシステムによる環境保全の取組を求めるものも増えてきています。

これらの認証を取得するためには環境マネジメントシステムを作り、そのシステムを運営している実績が必要なことから通常は半年から一年、場合によっては何年もかかることがありますので、前述のように猶予期間はあるものの速やかに着手する必要があります。また、これらの環境マネジメントシステムの内容を中小・零細企業が独力で理解・構築し、認証を取得する

ことは必ずしも容易ではない場合もありますので、そのような場合には先行企業やコンサルタントの助けを借りることも有益です。

【参 考】

1. 環境マネジメントシステムの必要性

平成 15 年 3 月に策定された循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物処理業者には、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分とともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減が求められています。このため、処理業者は、法令に規定された諸基準の遵守はもとより、環境への取組に関して自主的に目標を設定し、行動し、その結果を評価・報告する活動を継続的に実施することにより、環境保全に対する取組を積極的に進めていくことが望まれます。

取り組む必要性は法律により望まれているからだけではありません。処理業者自身のリスクマネジメントやビジネス・チャンスの観点からも取り組む必要があります。

企業はさまざまな環境リスクにとりまかれています。『環境経営戦略事典』¹によるとその現象形態としては次の 4 つが考えられます。

- リーガル(法的)・リスク
- マーケット(市場)・リスク
- イメージ(評判)・リスク (レピュテーション・リスク)
- 地球のリミット(限界)・環境の状態

第 1 のリーガル(法的)・リスクには法規制違反による罰則などのほかに法規制強化があります。

第 2 のマーケット(市場)・リスクは、マーケットから受け入れられなくなるリスクを意味しています。行政や企業でのグリーン購入・購買が急速に普及してきており、役務にも適用されだしてきています。環境マネジメントにしっかり取り組んでいない事業者はそのことにより取引が停止される可能性が大きくなってきています。逆に、取組が先進的であればあるほどビジネス・チャンスに結びつく可能性も高いといえるでしょう。

第 3 のイメージ(評判)・リスクは社会やステークホルダーが持つ企業についてのイメージです。環境リスクとしては今後もっとも注意を要するリスクであり、常日頃の信頼性や透明性向上の活動が重要です。

第 4 の地球のリミット(限界)・環境の状態は、ますます悪化する地球環境が企業の経営にも大きな影響をもつということです。例えば、資源の制約などから廃棄物は徹底的に削減され循環型社会の構築が進めば産業廃棄物処理自体が大変革をせまられることとなりますが、この変革を先取りする処理業者には大きなビジネス・チャンスといえるでしょう。

2. 環境マネジメントシステム

ここでは代表的な環境マネジメントシステムである ISO14001 規格及びエコアクション 21 についてその概要を解説します。

(1) ISO14001 規格

ISO (国際標準化機構) とは、電気・電子関係等を除くすべての分野の国際規格を策定している組織でスイスに本部があります。各国からは一機関が参加できることになっており、

日本は昭和 27 年に当時の通産省工業技術院に設置されていた日本工業標準調査会(JISC: Japan Industrial Standards Committee)が加入し、昭和 54 年から永久理事国になっています。この ISO が環境マネジメント規格 ISO14000 シリーズを策定してきています。

規格策定は、世界のビジネスリーダーからなる「持続可能な発展のための世界経済人会議」(BCSD: Business Council for Sustainable Development) が ISO に対して規格策定の勧告を行ったことからはじまりました。この BCSD は、平成 4 年に開催されたブラジルでの"地球サミット"に対して産業界としての意見をまとめるものとして創設されたもので、結論として以下のことが確認されました。

- ビジネスにおける持続性のある技術(Sustainable technologies)の導入、推進のため、環境の国際規格は重要な手段となり得る。
- ISO はこの計画を実施するための適切な機関である。
- 製品・サービスのライフサイクル分析に何らかの規格作業が必要である。

ISO14001 は 14000 シリーズの中でも中核的な規格で環境マネジメントシステムの第三者認証の要求事項を定めています。ISO14000 シリーズについては JISC の次のウェブサイト詳しくのべられています、< <http://www.jisc.go.jp/mss/ems.html> >

また、ISO14000 シリーズの情報については財団法人日本規格協会のホームページからも得ることができます。< <http://www.jsa.or.jp/>>

認証取得は審査登録機関に申し込むことからはじまりますが、審査登録機関を認定する団体として財団法人日本適合性認定協会(JAB)があり、そのウェブサイトで審査登録機関の一覧表及び、それぞれの機関の概要を見ることができます。ちなみに平成 16 年 12 月現在 42 機関が認定されています。< <http://www.jab.or.jp/>>

更に、環境マネジメントシステム審査員の評価登録制度があり、評価登録センターとして社団法人産業環境管理協会(JEMAI)が JAB から認定されています。詳細は JEMAI のウェブで見られます。<http://www.jemai.or.jp/JEMAI_DYNAMIC/index.cfm>

(2) 環境省のエコアクション 21

環境省は早い段階から主として中小企業が環境に取り組むための仕組みとして事業者が自己で取り組む環境活動評価プログラムを策定してきましたが、それが『エコアクション 21 2004 年版』¹¹として改定されています。特徴として以下のとおり述べられています。

エコアクション 21 の特徴

中小事業者等でも容易に取り組める環境経営(環境マネジメント)システムです
エコアクション21 では、中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

この環境経営システムを構築・運用することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営的にも効果があります。

必要な環境への取組を規定しています

環境経営システムが構築・運用されているといっても、それだけでは環境への取組を十分に実施していることにはなりません。エコアクション21 では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定しています。

さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定しています。

これらの環境への取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

環境コミュニケーションにも取り組んでいただきます

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。

エコアクション 21 では、環境活動レポートの作成と公表を必須の要素として規定しています。環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得るとともに、企業がより発展していくための重要な方法の一つと言えます。

出典 <<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>>

エコアクション 21 の全文が環境省のウェブサイトからダウンロードできます。

認証制度についても上記の冊子に次のとおり述べられています。

エコアクション21 の認証・登録制度

エコアクション21 の環境経営システムガイドラインは12 項目から構成されていますが、この12 項目のそれぞれに要求事項が規定されています。

この要求事項を満たした環境経営システムを構築・運用し、環境への取組を行い、環境活動レポートを作成した事業者は、環境経営システムガイドラインの要求事項への適合状況について、エコアクション21 審査人による審査を受審することができます。

審査において適合していると認められた場合は、エコアクション21 認証・登録事業者として認証を受け、環境への取組を積極的に行っている事業者としてエコアクション21 中央事務局（仮称）に登録することができます。

エコアクション21 審査人については、試験等により資格を認定する仕組みを新たに創設します。

認証・登録された事業者には、今後検討するロゴマークの使用を認める予定です。

出典 環境省『エコアクション 21 2004 年版』ⁱⁱⁱ

認証・登録制度は平成 16 年 10 月に民間の制度として正式に発足しております。

運営母体は財団法人地球環境戦略研究機関（理事長：森嶋昭夫）で、制度の詳細、料金等は <<http://www.ea21.jp/>>にて見ることができます。

参考文献

ⁱ山本良一編集『環境経営戦略事典』産業調査会 事典出版センター 51 頁 2003 年

ⁱⁱ環境省『エコアクション 21 2004 年版』環境省総合環境政策局環境経済課
2004 年 <<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>>

ⁱⁱⁱ環境省『エコアクション 21 2004 年版』環境省総合環境政策局環境経済課 4 頁